



## 「災害時の食のマネジメント」

開催日時：10月24日(水) 14:45～16:00

主催者：(一社)健康ビジネス協議会 食部会

### 概要

#### 1. 認証制度等の紹介 (一社)健康ビジネス協議会 食部会副会長 渡辺 紀之



被災地の状況

- 被災地は山積みて、何があるか分からない
- 仕分け担当者負担が重く、仕分けが困難
- 要配慮者は、食糧で困っている人が多く、困っていることまで伝えない場合がある

おもいやり災害食認証制度は、避難者の健康をおもいやり、栄養、食形態に配慮された災害食を認証する制度である。認証項目は四つあり、一つ目は主に腎疾患の方用の「低たんぱく質」、二つ目は食物アレルギーのある方用の「特定原材料等〇〇品中××品目不使用」、三つ目は摂食嚥下が不自由な方用の「性状・形状調整」、四つ目は脱水症になった場合に水分や電解質を補給する方用の「水分・電解質補給サポート」である。

被災地は物資が山積みでどこに何があるか分かりにくかったり、仕分け担当が食の課題を知らなかったりする場合がある。また、要配慮者は困っていても言い出せないなど、必要な商品が来ているにも関わらず、必要な人の手元に届かない事例がある。

おもいやり災害食認証制度のマークが商品や段ボールに表示であれば、正確で迅速な仕分けに役立つとともに、食の課題を共有し打ち明けやすい環境づくりにも貢献できる。また、公的備蓄の推進や商品の付加価値化にもつながると考えている。

本制度には、現在、2社6商品が認証されている。認証商品が増えていくことにより、災害食分野の市場が拡大し、社会に貢献できると考えている。

#### 2. 災害時の食のマネジメントと要配慮者向け食品の今後の展開 ～JDA-DATの活動における 特殊栄養食品ステーションを通じて～ (公社)日本栄養士会 常務理事 下浦 佳之氏

(公社)日本栄養士会の災害支援チーム: JDA-DATは、国内外の大規模自然災害等の発生地域において、避難所、施設、自宅、仮



設住宅等で被災者に対し、栄養・食生活の面での人的支援、物的支援を行うことを目的とした管理栄養士・栄養士の栄養支援チームである。災害支援管理栄養士と被災地域管理栄養士等で構成され、専門的なトレーニングを受けたスタッフをJDA-DATとして派遣する。災害が発生した場合、厚生労働省や被災した都道府県等からの要請を受け、原則、発災後72時間以内に、避難所等での災害関連死などの二次的被害を食い止めるための支援活動を開始する。避難所には乳幼児、妊産婦、高齢者、障害のある方、嚥下困難者や食物アレルギー・慢性疾患により食事療法が必要な方などの要配慮者も集まるため、必要な支援を客観的に評価し、重症度に基づき、適切な食事を提供することが必要である。

東日本大震災をきっかけに設立されたJDA-DATは、平成27年9月の関東・東北豪雨災害時に初めて本隊を派遣し、特殊食品物資の円滑な搬送を行うために確立された支援方法の一つである「特殊栄養食品ステーション」を設置して、多くの要配慮者に必要な物資を届けた。この方法は、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨、同年9月の北海道胆振東部地震などにも活用された。

熊本地震では、特殊栄養食品ステーション設置のほかに、医療救護班の一員として避難所を巡回し、食や栄養についての支援や助言を行うとともに、(公社)日本栄養士会が保有している災害支援車両を使い、支援物資の搬送や巡回栄養相談を行った。さらに、防衛省がチャーターしたホテルシップ「はくおう」に宿泊される方に対して、要配慮者向けの食事の提供や離乳食の調理指導支援等も行った。

今後は、行政との災害協定を進めていくことにより、濃厚流動食等の備蓄やローリングストック法の実施を推進するとともに、防災訓練時には防災担当官や医療関係者、住民等に新たな災害食の情報を提供し、災害時には特殊栄養食品ステーションの設置促進を図るなど、被災地支援を行っていきたく考えている。

現在、JDA-DATのメンバーは約3,000名となり、より実践につながる専門知識と技術を身につけるための研修を定期的に行うなど、何かあれば全国各地から駆けつけられる体制を整えている。